

# 合 意 書

旧代表者甲の遺留分を有する推定相続人である乙、丙及び丁は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下、単に「法」という）に基づき、以下のとおり合意する。

（目的）

第1条 本件合意は、乙が甲からの贈与により取得した〇〇株式会社の株式につき遺留分の算定に係る合意等を行うことにより、〇〇株式会社の経営の承継の円滑化を図ることを目的とする。

（確認）

第2条 乙、丙及び丁は、次の各事項を相互に確認する。

- ① 甲が〇〇株式会社の代表取締役であったこと。
- ② 乙、丙及び丁がいずれも甲の推定相続人であり、かつ、これらの者以外に甲の推定相続人が存在しないこと。
- ③ 乙が、現在、〇〇株式会社の総株主（但し、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く）の議決権〇〇個の過半数である〇〇個を保有していること。
- ④ 乙が、現在、〇〇株式会社の代表取締役であること。

（除外合意、固定合意）

第3条 乙、丙及び丁は、乙が甲からの〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した〇〇株式会社の株式〇〇株について、次のとおり合意する。

- ① 上記〇〇株うち□□株について、甲を被相続人とする相続に際し、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない。
- ② 上記〇〇株うち△△株について、甲を被相続人とする相続に際し、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を〇〇円（1株あたり☆☆円。弁護士××××が相当な価額として証明をしたもの）とする。

（衡平を図るための措置）

第4条 乙、丙及び丁は、甲の推定相続人間の衡平を図るための措置として、次の贈与の全部について、甲を被相続人とする相続に際し、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことを合意する。

- ① 丙が甲から〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した現金〇〇万円
- ② 丁が甲から〇〇年〇〇月〇〇日付け贈与により取得した下記の土地  
〇〇所在〇〇番〇〇宅地〇〇㎡

（後継者以外の推定相続人がとることができる措置）

第5条 乙が第3条の合意の対象とした株式を処分したときは、丙及び丁は、乙に対し、それぞれ、乙が処分した株式数に〇〇万円を乗じて得た金額を請求できるものとする。

2 乙が甲の生存中に〇〇株式会社の代表取締役を退任したときは、丙及び丁は、乙に対し、それぞれ〇〇万円を請求できるものとする。

3 前二項のいずれかに該当したときは、丙及び丁は、共同して、本件合意を解除することができる。

4 前項の規定により本件合意が解除されたときであっても、第1項又は第2項の金員の請求を妨げない。

(経済産業大臣の確認)

第6条 乙は、本件合意の成立後1ヵ月以内に、法7条所定の経済産業大臣の確認の申請をするものとする。

2 丙及び丁は、前項の確認申請手続に必要な書類の収集、提出等、乙の同確認申請手続に協力するものとする。

(家庭裁判所の許可)

第7条 乙は、前条の経済産業大臣の確認を受けたときは、当該確認を受けた日から1ヵ月以内に、第3条及び第4条の合意につき、管轄家庭裁判所に対し、法8条所定の許可審判の申立をするものとする。

2 丙及び丁は、前項の許可審判申立手続に必要な書類の収集、提出等、乙の同許可審判手続に協力するものとする。

以上

〇年〇月〇日

甲 住所  
氏名 印

乙 住所  
氏名 印

丙 住所  
氏名 印

丁 住所  
氏名 印